

自己資本比率

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目		平成16年度末	平成17年度末
基本的項目	資本金	93,524	93,524
	うち非累積の永久優先株	49,373	49,373
	新株式申込証拠金	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本剰余金	16,795	16,795
	利益剰余金	10,351	22,058
	連結子会社の少数株主持分	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	△ 1,516
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計（上記各項目の合計額）	—	—
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	120,670	130,860	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—	—	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	18,358	18,945
	負債性資本調達手段等	14,000	26,000
	うち永久劣後債務（注3）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	14,000	26,000
	計	32,358	44,945
うち自己資本への算入額 (B)	26,629	38,589	
控除項目	控除項目（注5） (C)	252	50
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	147,047	169,399	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,987,962	1,981,278
	オフ・バランス取引項目	32,753	32,982
	計 (E)	2,020,715	2,014,261
連結自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(E)} \times 100$	7.27%	8.40%	

- (注) 1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出したものであります。なお、当行は国内基準を適用しております。
2. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。
3. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

自己資本比率

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目	平成16年度末	平成17年度末	
基本的項目	資本金	93,524	93,524
	うち非累積的永久優先株	49,373	49,373
	新株式申込証拠金	—	—
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	16,795	16,795
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,360	2,648
	任意積立金	—	—
	次期繰越利益	7,862	19,577
	その他	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	自己株式払込金	—	—
	自己株式(△)	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計（上記各項目の合計額）	—	—
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	120,541	132,544	
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	18,358	14,322
	負債性資本調達手段等	14,000	26,000
	うち永久劣後債務（注3）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	14,000	26,000
計	32,358	40,322	
うち自己資本への算入額 (B)	26,630	38,566	
控除項目 (注5) (C)	50	50	
自己資本額 (A) + (B) - (C) (D)	147,121	171,060	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,988,102	1,977,624
	オフ・バランス取引項目	32,753	33,095
	計 (E)	2,020,855	2,010,719
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{(D)}{(E)} \times 100$	7.28%	8.50%	

- (注) 1. 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下「告示」という）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出したものであります。なお、当行は国内基準を適用しております。
2. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。
3. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。